別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～24　略］

25　450MHzを超え467.5875MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　チャネル間隔が25kHzのもの　５（10^{-6}）

(2)　チャネル間隔が6.25kHzのもの　1.5（10^{-6}）

［26～45　略］

46　船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、捜索救助用位置指示送信装置及びＶＨＦデータ交換装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備　500Hz

(2)　ＶＨＦデータ交換装置

ア　移動しない無線局　５（10^{-6}）

イ　移動する無線局　10（10^{-6}）

［47～57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第36　略］

第37　実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局、簡易無線局（デジタル簡易無線局に限る。）及びデジタル船上通信設備の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、第57条の３の２ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

［１～３　略］

［第38～第73　略］

第74　ＶＨＦデータ交換装置の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

１　一のチャネルを使用するもの　21kHz

２　隣接する二のチャネルを統合して使用するもの　47kHz

３　隣接する四のチャネルを統合して使用するもの　90kHz

別表第三号（第７条関係）

［１～60　略］

61　ＶＨＦデータ交換装置の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が0.25μW以下
１GHz以上	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が１μW以下

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～24　同左］

25　450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については，その電波の周波数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，５（10^{-6}）とする。

［26～45　同左］

46　船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。

［新設］

［47～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第36　同左］

第37　実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局及び簡易無線局（デジタル簡易無線局に限る。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおり指定する。この指定をする場合には，電波の型式に冠して表示する。ただし，第57条の３の２ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては，総務大臣が別に告示する。

［１～３　同左］

［第38～第73　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～60　同左］

［新設］